

未熟児養育医療



出生時の体重が 2000g 以下の場合、又は入院しての養育が必要と医師が判断した場合に、医療費の助成が受けられる制度です。

● 対象

- 出生時の体重が 2000g 以下の新生児
- 医師が入院しての養育が必要と判断した新生児

● 助成内容

- 赤ちゃんの出生後から退院までに必要となった医療費（保険診療分・食事代）が助成されます。
- 医療費は、世帯の所得税額に応じて、一部自己負担があります。

● 申請窓口

各自治体の担当窓口（区市町村役場または管轄の保健所等）

● 手続き方法

- ① 申請窓口へ、必要書類（申請書・養育医療意見書等）を取りに行きます。
- ② 当センター1階文書受付へ意見書を提出し、担当医師に意見書の作成を依頼します。（文書料金はかかりません。）
- ③ 意見書が出来上がりましたら、必要書類（申請書・意見書・世帯調書・所得に関する証明書など）をそろえ、申請窓口へ提出します。
- ④ 養育医療の給付が決定すると養育医療券が交付されます。医療券が交付されたら当センター1階入退院受付にご提示下さい。

● 受診をする時

- 退院時に、当センターへの直接のお支払いはございません。養育医療の該当にならない医療費等がある場合にのみご請求します。
- 各自治体の担当窓口より自己負担金額の連絡がありましたら、各自治体へ自己負担額をお支払い頂きます。

● ご注意頂きたいこと

- * 申請手続きは赤ちゃんがご入院中に行う必要があります。出来るだけ早く手続きを行ってください。（原則として退院後は受け付けられません。）
- * 養育医療は指定医療機関でのみ利用が可能です。転院などが必要な場合には再度申請手続きが必要です。（転院先が指定医療機関でない場合には利用できません。）